

ふなばし健康宣言事業所制度実施要綱

(目的)

第1条 国民健康づくり運動である「健康日本21（第三次）」及び船橋市の「ふなばし健やかプラン21（第3次）」において目指している健康寿命の延伸には、働き世代の健康づくりが重要である。また健康経営は、従業員の健康管理を経営的な視点で戦略的に実践する、健康寿命の延伸に関する取り組みの一つである。健康経営に取り組む事業所を「ふなばし健康宣言事業所」として支援し、働き世代の健康増進を推進していくことを目的とする。

(対象)

第2条 市内に所在地を有する本社（本店）、支社（支店）、営業所等（NPO法人、公益法人等を含む）とする。

(制度の運用)

第3条 市及び船橋市地域・職域連携推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）が共同で運用するものとする。

(申請要件)

第4条 ふなばし健康宣言事業所制度（以下「本制度」という。）の申請にあたっては、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に所在地を有する本社（本店）、支社（支店）、営業所等であること。なお、市内に支社（支店）、営業所等があり、市外に本社がある場合でも、支社ごとの登録を可能とする。
- (2) 代表者の他に従業員が1名以上いること。
- (3) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらの者と関係を有していないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 本制度に登録された事業所の情報を、市がホームページ等で広く周知することに同意すること。
- (6) 本制度に登録後、社内・社外に「ふなばし健康宣言事業所」であることを発信すること。

(申請)

第5条 本制度に登録を希望する事業所（以下「事業所」という。）は、次の各号に掲げる申請書等を提出するものとする。

- (1) ふなばし健康宣言事業所制度申請書（様式第1号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第6条 市長は、前条に定める申請書等を受理したときはその内容を審査し、ふなばし健康宣言事業所として登録することが適当と確認した場合、事業所に対し、「ふなばし健康宣言事業所制度（承認・不承認）決定通知書（様式第2号）」により通知するとともに、ふなばし健康宣言事業所登録証を交付する。

2 市長は、ふなばし健康宣言事業所登録証に記載する登録番号の台帳を作成し、管理するものとする。

(登録事業所)

第7条 ふなばし健康宣言事業所として登録された事業所（以下「登録事業所」という。）は、組織で健康づくりの取り組みを推進する。

(登録マーク)

第8条 市長及び協議会は、登録事業所を広く周知するため、別記の登録マークを定めるものとする。

2 登録事業所は、広報活動に登録マークを使用することができるものとする。ただし、その用途は、第1条に定める目的に沿った使用に限られ、以下の用途では用いることはできない。

- (1) 登録事業所が提供する商品やサービスの品質を保証・担保するかのように用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。
- (2) 法令や公序良俗に反するもの。

(登録ステッカー)

第9条 市長及び協議会は、登録事業所を広く周知するため、前条で定める登録マークを印字したステッカー（以下「登録ステッカー」という。）を作成し、登録事業所へ交付するものとする。

2 登録事業所は、前項で定める規定により交付された登録ステッカーを店舗・事務所等で掲示することができる。

(登録日及び登録期間)

第10条 登録日は申請月の翌々月1日とする。

2 登録期間は登録日から登録日の属する翌年度末までとする。

(実施報告)

第11条 登録事業所は、登録期間が終了する年度内の1月から3月末までにふなばし健康宣言事業所制度実施報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。市長は実施報告を取りまとめ、協議会にて報告するものとする。

(登録の変更)

第12条 登録事業所は、様式第1号の次の各号のいずれかに変更があった場合には、「ふなばし健康宣言事業所制度登録事項変更届（様式第4号）」を市長に提出するものとする。

- (1) 事業所名、代表者氏名、所在地、メールアドレス、電話番号、FAX、業種
- (2) 担当者情報

(登録の更新)

第13条 登録の更新を受けようとする登録事業所は、登録期間が終了する年度内の1月から2月末までに再度、ふなばし健康宣言事業所制度申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(登録の辞退)

第14条 登録事業所は、第4条に規定する申請要件に変更が生じ、申請要件を満たさなくなった場合には、すみやかにふなばし健康宣言事業所制度辞退届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定により辞退届を提出した登録事業所は、ふなばし健康宣言事業所登録証及び登録ステッカーをすみやかに市長へ返還するものとする。

(登録の取り消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業所が虚偽の申請をした場合
- (2) 登録事業所が当該事業において不正を行った場合
- (3) その他市長がふさわしくないと判断した場合

2 市長は、前項の規定により登録の取り消しが行われる場合、ふなばし健康宣言事業所制度登録取り消し通知（様式第6号）をもって、事業所に通知するものとする。

3 前項の規定により通知を受け取った事業所は、ふなばし健康宣言事業所登録証及び登録ステッカーを速やかに市長へ返還するものとする。

(庶務)

第16条 本事業の事務は船橋市健康部地域保健課が行う。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別記

「ふなばし健康宣言事業所」登録マーク

